

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
2019 刑法 問1				

問1.

1. まず、甲はAに対し激しい暴行を加え、これによりAに致死の重傷を負わせた。甲による暴行はAの生理的機能を低下させている。甲の上記行為には傷害罪(204条)が成立する。

2. 次に、致死の重傷を負ったAに対して医師による治療を受けさせなかったという甲の不作為につき、殺人罪(199条)が成立し得るか。

(1) まず、Aに対して医師による治療を受けさせなかった不作為は殺人罪の実行行為に当たるか。

ア また、実行行為は構成要件の結果発生現実の現実的危险性を有する行為をいふ。不作為もかかる危険性を発生させるから、不作為も実行行為に当たり得ると解する。

イ また、自由保障機能の観点から処罰範囲を限定する必要がある。そこで、作為との構成要件的同価値性が認められる場合、すなわち、①法的作為義務の存在とその違反②作為義務に従った作為の可能性及び容易性が認められる場合には、不作為に実行行為性が肯定されると解する。

エ 以上、作為との同価値性という観点から、法的作為義務は被害者の法益が行為者に依存している場合に認められると解する。具体的には、法的作為義務の有無は、法令・契約等に基づき、結果発生防止のため、作為に出る義務を負っていたか否かという形式面に加え、行為者に法益の維持・存続が排他的かつ具体的に依存していたか否かという実質面を考慮して判断すべき。

判断はなし
大抵内容は
は、
おかし
なところ
あり。

と解する。

イ 本件において、~~A死亡結果発生時点~~ 甲がAに暴行を加え、死の重傷を負わせた時点で、A死亡結果発生の現実的危険性が生じているといえる。

そして、~~本件において~~ 甲が暴行によりAに死の重傷を負わせたことは、本件において甲がAに治療を受けさせなかったという不作為に先行する行為である。また、暴行行為の後に、甲はAを自己の1人暮らし自宅に運んでいるところ、かかる行為は、A死亡結果発生~~防止~~を防げる者が甲の他に存在しない状態を作り出し、Aの生命の維持が甲に排他的に依存していたといえる。

ウ したがって、甲は、Aに対して直ちに医師による治療を受けさせるという作為義務を負っていたといえる。そして、甲はAを3日間自宅に留め置き、医師による治療を受けさせなかったから、かかる作為義務に違反している(①充足)。

エ また、上記作為義務はAを病院に運べ入れれば遂行できる程度のものであり、作為は可能かつ容易といえる(②充足)。

(2) したがって、甲がAに対し直ちに医師による治療を受けさせなかった不作為は殺人罪の実行行為に当たる。

(3) 次に、甲による上記不作為とA死亡結果との間に因果関係は認められるか。

ア 因果関係は結果発生を理由としてより重い違法性を肯定できるかの問題であるところ、~~第①条件関係の存在を前提に~~、②実行行為の危険性が結果へと現実化したといえる場合には因果関係が認められると解する。

※解答は左ページから書き始めてください。

2 ページ

裏面へ

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点

また、不作為における条件関係は、期待した作為がなされなければ結果を回避できたであろうという結果回避可能性が合理的な疑いを起える程度に確実であったといえる場合に認められると解する。

5 イ 本件において、Aは、甲からの暴行を受け、2日以内に医師による治療を受けていたならば救命が確実であったことから、甲がAに対し直ちに医師の治療を受けさせるという作為をなしていたならばAの死亡結果発生を回避は合理的な疑いを起える程度に確実だったといえる。したがって、甲による不作為と結果との間に条件関係が認められる(①充足)。

10 また、~~A死亡の原因は甲の暴行から生じた傷害であること、~~
~~甲は甲によるAへの暴行~~ 甲のAに対する激しい暴行でAに生じた傷害はAを瀕死に陥れしめたとあり、かかる傷害によるA死亡の危険性を有する行為といえる。 よって、Aは実際にAの死因は甲の暴行から生じた傷害であるから、甲による暴行行為の危険性がA死亡という結果へと現実化したといえる。(②充足)。

宜しいかな？

ウ したがって、甲の不作為と結果との間に因果関係が認められる。

(4) また、~~Aは~~ 甲はAへ暴行を加えた後、直ちに医師による治療を受けさせなければAが死亡するおそれがあると認識しつつ、これをやむを得ないと考えているところ、甲にはA死亡結果につき認識・認容があったといえ、殺人罪の未遂の故意(38条1項)が認められる。

20 (5) よって、甲の上記不作為には殺人既遂罪(191条)が成立する。
 3. 以上より、甲には①傷害罪(204条) ②殺人罪 殺人既遂罪(191条)が成立し、両者は併合罪(45条)とされる。

以上

宜しいかな？

科目名	受験クラス	学路番号	氏名
刑法基礎1	2019	期5月期	

【問1】について

1. 甲がAに対して激しい暴行を加え重傷を負わせた後、Aに適切な医療措置を加えなかったためにAが死んでいることか、甲に傷害致死罪(刑法205条、以下、法全名を省略する)が成立するか、以下、検討する。

2. (1) 甲がAに対して暴行の致害で重傷を負わせたことか、甲の暴行行為は、まず、傷害罪(204条)に該当するか、その後、知り尽くしたAに対して甲は医師による治療を受けさせることか、結局Aは甲の暴行から生じた傷害により死んでいることから、甲の暴行による傷害とAの死との間に因果関係が生じているかを検討する。

(2) 因果関係とは、その行為がなければ結果が生じておらず(条件関係)、危険が現実化したという2つの要件からなる。

(3) 今回甲のAに対する暴行によってAに激死の重傷を負わせたこととなった。よって条件関係はみたす。甲はAが重傷を負ったにもかかわらず、医師による

1 ページ

治療を受けさせるべきだったことで、Aは甲の暴行から生じた傷害により死んでいるが、このことが危険の現実化といえるから、さらに検討する。

3. (1) 甲がAへの暴行から2日以内に医師による治療を受けさせていれば、Aの救命は確実だったことか、甲はAに対して適切な医療措置を受けさせる義務があったといえる。

(2) 作為義務、すなわち結果防止義務があったにもかかわらず、そのような義務を果たさなかったことで、本来作為義務を果たしていれば確実に結果回避できていた場合には、~~本件のように危険の~~、~~これに結局結果を回避できなかった~~場合には、不作為による危険の現実化があるといえる。

(3) その場合、甲はAに対して適切な医療措置を受けさせる義務があったにもかかわらず、~~それ~~その義務を果たさなかったことで、もし医療措置を受けさせていれば確実に回避されていたAの死という結果を結局招いてしまった。よって、甲の不作為により、Aの死と

※解答は左ページから書き始めてください。

2 ページ

裏面へ

信実知カ
作為死
の
二、
おは
なす
が。

科目名	受験クラス	学籍番号	氏名	得点
刑法基礎1	2019	期不適用		

いり居除が現実化したといえる。

4. ~~甲~~ 甲の暴行による傷害とAの死との間に因果関係を生じている~~が~~。甲には違法性阻却事由はなし、責任能力もある。よって、甲は傷害致死罪(215条)が成立する。

以上

Blank lined area for writing on page 4.

※解答は左ページから書き始めてください。

裏面へ

問1.

1. まず、甲はAに激しい暴行を加えて瀕死の重傷を負わせており、その傷害によつてAが死んでいるから、甲の行為は傷害致死罪(刑法205条)が成立する。

2. 次に、甲が瀕死の重傷を負っているAを医師による治療を受けさせていなかった不作為は殺人罪(刑法199条)が成立するか。

(1) Aに医師による治療を受けさせていなかった不作為が殺人罪の実行行為に当たるか。

まず、そもそも実行行為は構成要件の結果発生に現実的危険性を有する行為であり、不作為も同様な危険性を惹起できるから、不作為も実行行為となり得る。

もっとも、自由保障機能の観点から処罰範囲を限定する必要があるため、作為と構成要件的同価値性が認められる場合、すなわち、作為義務に違反し、作為が可能かつ容易であったのに作為をしなかった場合に、不作為も実行行為性が認められると解する。

1. 本件について、甲は激しい暴行を加えて瀕死の重傷を負わせており、実行行為が存在する。

次に、甲はAを甲が1人暮らしの自宅に置いて、甲以外の者による救助を不可能にしている点でAの生命・身体という法益の維持・存続が甲に排他的支配されている。したがって、甲に作為義務があったのにそれを違反したといえる。

また、死の結果を防止する措置をとるにいかれたら傷害となる事情が認められるから、病室へ搬送し医師による治療を受けさせることは可能かつ容易であったのにこれをしなかったといえる。

したがって、甲の不作為と作為との間に構成要件的同価値性が認められ、上記不作為は殺人罪の実行行為に当たる。

(2) Aは甲の暴行から4日後死んでいるが、甲の不作為とAの死の結果に因果関係は認められるか。

本件において、甲の暴行から2日以内に医師による治療を受けさせていれば、Aの救命は現実であったので、甲の不作為とAの死の結果に因果関係は認められる。

次に、甲の不作為は、医師による治療を受けさせていないことによりAが死なないう状況が常態で、作為の危険性が結果として現実化した場合に当たる。

したがって、因果関係は認められる。

(3) 甲は、直ちに医師による治療を受けさせておけばAが死なないうこともないことを認識しながら、おそれを知らないで決意し、上記不作為を行っているから、死の結果発生に認識

京都大学法学部令和2年度後期オナライン筆記試験

京都大学法学部令和2年度後期オナライン筆記試験

この
おこ
た

詔密があったため、殺人罪の未遂(刑法205条)が認めらる。

(4)よ、甲の行為は殺人罪が成立する。

3.以上より、甲の行為は傷害致死罪(刑法205条)と殺人罪(刑法199条)が成立し、

前者の間には法益侵害の同一性があるため、前者は後者に吸収包括一罪となる。

甲は乙の罪責を負う。

科目名	受験クラス	学籍番号	氏名	課目
刑法基礎				

2019 設問1 不作為

甲の罪責の検討

本問で、甲はAに暴行を加えた

1. 甲の暴行についての罪責の検討

本問で、甲はAに対して暴行を加えAは死亡している。決につき、

~~傷害致死~~ 殺人罪の成立を検討する。甲はAを暴行した

時点では殺人の故意はみられなから、傷害致死罪(刑法204条)が成立するか検討する。

傷害致死罪が成立するためには、暴行の実行行為、

人死の結果、行為と結果の因果関係、暴行の故意が必要となる。

本問で、甲はAに対し暴行しているから、実行行為が認められる。

何??

いんせい?

暴行の

また、Aは(傷害)を受けて死亡しているから、死亡の結果が認められる。

因果関係は、条件関係も前提に、行為の有効危険が結果に

現実化しといえるときに認められる。Aの暴行がなければ、Aは

傷害を負うとはなく、これによって死亡することもなく、よって条件関係

は認められる。また、甲の暴行が有効Aを傷害し、もって死亡させる

危険性が結果に現実化したといえるから、因果関係が認められる。

甲はAを暴行し、故意でAを暴行しているから、甲には暴行の故意

が認められる。

以上より、甲には傷害致死罪が成立する

2 甲のAに対する医療不給付の罪責

本問で、Aは医療を給付される状況にあつながら、甲はそれをしてもらへなかったと主張し、殺人罪(刑法199条)の不~~真~~成^正不作為犯が成立するかを検討する。

殺人罪の不~~真~~成^正不作為犯が成立するためには、
実行行為性を有する作為、^死死亡の結果、不作為と結果の因果関係、殺人の故意が必要となる。

まず、甲の不作為(Aの医療不給付)が実行行為性を有するというためには、作為義務と作為可能性が必要となる。本問で、甲はAに

先行行為となる暴行を行つておつたAを自宅へ運^搬び、Aの保護を引^き受け、Aを排他的に支配していたといえる。このような状況下

では、他者の介入は望めず、A死亡の因果の流れを作した甲には

と主張し、作為義務が認められる。また、A甲はAを病院に連れていくことは客観的に見て可能だったといえるから、作為可能性が認められる。よつて、甲の不作為には

殺人の実行行為性が認められる。 不作為によるいっかゝの?

本問でAは傷害に~~よ~~つて死亡しているから、死亡の結果が認められる。

不作為と結果の因果関係が認められるためには、

「作為をしていれば結果は生じなかった」といふ~~こと~~合理的な疑いを

生じない程度に、確実であるとを~~現実~~前提に、不作為の有する

危険が、結果現実化したと言ふ必要がある。

本問で、甲がAを医師による治療をうけさせていれば、Aの求死

は確実であつた。よつて、甲の不作為が有するAを放置する^{こと}で傷害が

発生し、もしAが死亡する傷害が現実化したといえるから、因果関係が認められる。

A 甲には A を死亡させる意図はなかったが、A が死亡する可能性を認識しながら、~~それ~~それをもはやむを得ないと認容している。結果発生が不確実な場合であっても、その結果を認識しながら認容したときは未必の故意として殺人の故意が認められる。よって甲には殺人の故意があったといえる。

以上から、甲には殺人罪が成立する。

3 結論 ~~素直に考えると~~ ?

以上から、甲には傷害致死罪と殺人罪が成立する二つになるが、これは死を二重評価しているもので、妥当な結論とは言えない。

~~責任主義~~ 刑法204条

そこで、甲には傷害致死罪ではなく傷害罪が成立すると解釈すべきである。

よって、甲には傷害罪および殺人罪が成立し、両者は併合罪となる。

39分

以上、

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名
2019年度刑法			

採点

[設問1]

1 まず、甲は、Aに激しい暴行を加え、それによって瀕死の重傷を負わせ、暴行の故意も明らかであることから、甲の行為には傷害罪(204条)が成立する。

2 次に、甲が重傷を負ったAに医師による治療を受けさせずに死亡させたという不作為に殺人罪(199条)が成立するか。

(1) ①はじめに、上記不作為が殺人罪の実行行為にあたるかどうか検討する。

イ 実行行為とは、犯罪の結果が発生する現実的危険性を有する行為であり、不作為の場合においても、~~作為と~~作為と構成要件的に同価値性があると認められる場合には実行行為性を認めることができる。具体的には、不作為をした者に、作為義務と作為の可能性・容易性が認められる場合をいう。

ウ 本件についてみると、甲はAに暴行を加えて瀕死の重傷を負わせたという先行行為を行っており、また重傷を~~負った~~~~Aを~~負った動けなくなったAを、甲が一人で暮らす自宅に運び込み、甲以外に誰もAを助けることができない~~排他的~~状況に置いたことから排他的支配性があるといえる。~~また~~このように、甲自身がAを死亡させる危険を生じさせ、かつ重傷のAが死に至るまでの因果経過を排他的に支配していたことから、作為義務が認められる。そして、甲はAを医師のもとへ連れて行くことは可能で容易であったから、作為可能性も認められる。

エ よって、甲の不作為には実行行為性が認められる。

※内容が正しい。

② 次に、因果関係 甲の不作為行為とAの死亡結果の間の因果関係について検討する。

イ 不作為の場合、期待された作為がなされていれば、結果は回避されたことが、合理的疑いを超える程度に確定であったといえる場合に限り、因果関係が認められると解する。

ウ 本件についてみると、甲がAを暴行してから2日以内に医師による治療を受けさせていれば、Aの救命は確定であったため、因果関係は認められる。

(3) また、甲は、「直ちに医師による治療を受けさせなければAが死亡するかもしれない」ということを認識しながら、それは「やむをえない」と決意して不作為でAに治療を受けさせなかったことから、~~死亡~~ Aが死亡することについて認識、認容があったといえ、殺人罪の故意（38条1項）が認められる。

(4) よって、甲には殺人罪（199条）が成立する。

3 甲は、傷害罪と殺人罪の罪責を負うが、前者は後者に吸収されるため、結果的に甲は殺人罪（199条）の罪責を負う。

↓
包括一罪。
結論。

20194

[問1]

1. 甲の第1暴行について

(1) 甲がAに激しい暴行を加えて致死の重傷を負わせた行為について、傷害罪(204年)が成立するか検討する。

(2) 甲がAに暴行を加えた行為は、実行為であるといえ、

それによって重傷を負うという結果が発生しているため、因果関係もある。

また、甲は客観的構成要件の認識・認容がなされて、故意があるといえる。

(3) したがって、甲の第1暴行であるAに暴行を加えて重傷を負わせた行為に、傷害罪(刑法204年)が成立する。

2. 甲の第2暴行について

(1) 甲のAに暴行を受けて重傷のAを^{甲の}自宅に運び、医師による治療を受けさせることとした行為は、不作為による殺人罪(刑法199年)が成立するか検討する。

(2) 不作為による殺人罪が成立するためには、不作為者に作為義務と作為可能性が認められる必要がある。

(3) 本件についてみると、Aは甲による暴行を受けたことにより~~重傷を負っている~~ ¹²⁰ 傷害を負っていることは、先行行為があるといえる。また、Aを甲1人が看る自宅に運び込んだ行為は、保護の引受け、排他的支配にあるといえ、甲はAを救助するために、必要な医療措置を受けさせる義務があったといえる。 また、甲がAを医師による治療を受けさせることは容易であったといえ、作為可能性があったといえる。

1. 以上より、甲の行為は実行行為性があるといえる。

(3) 次に、因果関係が認められるためには、結果回避可能性がなければいけません。本件では、Aを医師による治療を受けさせていたが、Aの救命は合理的な疑いを起さる程度に確実であったと認められるので、因果関係はありといえる。

(4) また、客観的構成要件要素の認識・認識内容があることが必要である。

本件では、甲はAが死ぬこともやむを得ないと認識していたので、甲は故意があるといえる。

(5) 以上より、甲の暴行を受けて重傷のAを自宅に運び、医師による治療を受けさせることを目的とした行為に殺人罪(199条)が成立する。

罪状又は!

また、
いふ
ては?